

第2編 飯田市景観計画（法定事項）

5. 屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限

別表3の2 屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等  
（現行「飯田市景観計画」29ページ～31ページ）

【屋外広告物禁止地域】

(3) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域。

（以下表に三遠南信自動車道を追加）

| 接続する道路等                     |  | 範囲           |
|-----------------------------|--|--------------|
| 種類及び名称                      | 区間   |              |
| 一般国道自動車専用<br>道路三遠南信自動車<br>道 | 左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間 | 両側各500メートル以内 |

【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】

1 屋外広告物許可地域

(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域。

（以下表に三遠南信自動車道を追加）

| 接続する道路等                     |  | 範囲             |
|-----------------------------|--|----------------|
| 種類及び名称                      | 区間   |                |
| 一般国道自動車専用<br>道路三遠南信自動車<br>道 | 左記の道路の両側各1,000メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から天龍峡インターチェンジまでの区間 | 両側各1,000メートル以内 |

この変更に関し市が実施した手続き等は次のとおりです。

平成20年2月 パブリックコメントの実施（2月1日～3月2日）

平成20年2月 地域協議会へ意見聴取（川路・三穂・山本）

平成20年3月 土地利用計画審議会・都市計画審議会へ諮問・答申（3月11日）